

医科点数表第2章第10部手術の通則の5及び6（歯科点数表第2章第9部手術の通則4を含む。）に掲げる手術の実施件数
（実施期間：2024年1月1日～2024年12月31日）

1. 区分1に分類される手術

		手術の件数(年間)
ア	頭蓋内腫瘍摘出術等	59
イ	黄斑下手術等	19
ウ	鼓室形成手術等	14
エ	肺悪性腫瘍手術等	2
オ	経皮的カテーテル心筋焼灼術	159

2. 区分2に分類される手術

		手術の件数(年間)
ア	靱帯断裂形成手術等	10
イ	水頭症手術等	63
ウ	鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	1
エ	尿道形成手術等	35
オ	角膜移植術	0
カ	肝切除術等	21
キ	子宮附属器悪性腫瘍手術等	33

3. 区分3に分類される手術

		手術の件数(年間)
ア	上顎骨形成術等	11
イ	上顎骨悪性腫瘍手術等	0
ウ	バセドウ甲状腺全摘(亜全摘)術(両葉)	0
エ	母指化手術等	0
オ	内反足手術等	0
カ	食道切除再建術等	2
キ	同種死体腎移植術等	0

4. 区分4に分類される手術の件数

	手術の件数(年間)
腹腔鏡下及び胸腔鏡下手術	929

5.その他の区分に分類される手術

	手術の件数(年間)
人工関節置換術	129
乳児外科施設基準対象手術	1
ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術	52
冠動脈、大動脈バイパス移植術(人工心肺を使用しないものを含む。)及び体外循環を要する手術	93
経皮的冠動脈形成術	131
急性心筋梗塞に対するもの	35
不安定狭心症に対するもの	39
その他のもの	57
経皮的冠動脈粥腫切除術	0
経皮的冠動脈ステント留置術	35
急性心筋梗塞に対するもの	8
不安定狭心症に対するもの	10
その他のもの	17